

定期監査結果報告書

1 監査の期日 平成17年2月3日（木）

2 監査の対象 美化部所掌事務全般

美化計画課	美化計画管理運営、ごみ減量化再資源化対策、高砂市リサイクル基金積立
美化第一課	ごみ収集、ごみ収集委託、ごみ収集車購入、ごみ焼却施設運営管理、大阪湾広域臨海環境整備、リサイクル施設運営管理、不燃焼物処理施設運営管理
美化第二課	美化業務事務、合併処理浄化槽設置整備助成、し尿収集、し尿収集委託、し尿処理手数料集金委託、し尿処理施設運営管理、し尿処理施設整備

3 監査の方針

今回の監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成16年4月1日から平成16年11月30日までの間における美化部の予算執行状況、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務について、関係する法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として実施した。

4 監査の要領

監査にあたっては、あらかじめ美化部より関係資料の提出を求めるとともに、担当職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

平成16年11月30日現在における歳入歳出予算の執行状況等について、関係資料に基づき説明を聴取し、内容を審査したところ、おおむね良好に処理され、適正に執行されていると認められた。

なお、細部については、その都度指摘したところであるが、今後検討を加えられたい点も若干見受けられたので、以下、各項目について述べる。

(1) 予算執行状況について

平成16年11月30日現在の歳入歳出予算執行状況等について、資料により審査し、執行率の低いもの及び流・充用したものを中心に担当者より説明を聴取した結果、おおむね適正に執行されていた。

今後も不要な支出を抑え、経費の節減に努めるとともに、予算計上された

歳入の確保に向けてなお一層努められたい。

(2) 収入事務について

主として使用料及び諸収入について、収入状況及び滞納状況に関する資料により審査し、その一部を抽出して、申請、減免等にかかる一件書類を確認し、担当者より説明を聴取した結果、おおむね適正に処理されていた。

今後も調定、徴収、現金取扱等の適正な事務執行に留意されたい。

(3) 支出事務について

委託料、工事請負費、備品購入費並びに負担金補助及び交付金について、事業内容、執行状況等に関する資料により審査し、その一部を抽出して一件書類を確認し、担当者より説明を聴取した結果、おおむね適正に処理されていた。

前渡資金の取扱いについて、取扱状況及び差引簿により審査した結果、おおむね適正に処理されていた。

(4) 契約事務について

委託料、工事請負費、備品購入費について、契約方法、履行状況等に関する資料により審査し、その一部を抽出して一件書類を確認し、担当者より説明を聴取した結果、おおむね適正に処理されていた。

なお、委託契約において1者随意契約されているものは、契約の相手、契約金額等に十分留意されたい。

(5) 財産管理事務について

管理財産について、行政財産（土地・家屋）の登記、現況等に関する資料により審査し、担当者より説明を聴取した結果、おおむね適正に処理されていた。

管理備品について、主に平成16年度に取得及び廃棄したものを備品管理簿により審査した結果、おおむね適正に処理されていた。

(6) その他

① 新焼却炉については、14年度末に引渡しを受け、15年度より本稼動しているが、作業環境基準を超えるダイオキシン濃度、数多くの故障、火災事故及び想定以上のランニングコスト等の問題が発生している。

このため、第三者機関により性能確認検査が実施されており、年度末には結果報告が提出されることとなっている。

指摘された結果については、早急に改善を図るとともに、一日も早く安全、安定稼動を確保されるよう切望する。

② 所属する土地の公有財産台帳について、登記及び現況の把握が十分にできていないと思われるものが見受けられた。

特に、登記と現況の異なる土地については、公有財産台帳及び関係図面との符合を十分に行い、その境界及び使用状況を把握し、厳正な管理に努められたい。

- ③ 管理する公印について、管守者及び担当者より管理簿及び使用簿の提示を求め、その管理方法及び使用方法等の説明を聴取した結果、おおむね適正に処理されていた。

今後とも適正に使用するとともに、厳正な管理に留意されたい。

- ④ 時間外時間数及び年次有給休暇取得状況について、資料に基づき説明を聴取し、時間外勤務命令書兼報告書の一部を抽出して確認した結果、おおむね適正に処理されていた。

なお、一部記載の不明瞭なものが見受けられた。正確な記載をするよう指導を徹底されたい。